

奈良市公報

第 2 1 2 号

平成18年 9月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市助役事務分担規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 一般競争入札の実施…………… 2
 - 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 3
 - J R奈良駅南特定土地地区画整理審議会委員の選挙期日…………… 3
 - 結核指定医療機関の指定辞退…………… 3
 - 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 3
 - 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 3
 - 住居番号の変更…………… 4
 - 住居番号の設定…………… 4
 - 放置自転車等の保管…………… 4
 - 道路の位置指定…………… 4
 - 放置自転車等の保管…………… 4
 - 一般競争入札の実施…………… 4
 - 平成18年度市・県民税納税通知書の公示送達…………… 6
 - 放置自転車等の保管…………… 6
 - 放置自転車等の処分…………… 6
 - 予防接種の実施の一部改正…………… 6
 - 日本脳炎予防接種の実施の一部改正…………… 6
 - 放置自転車等の保管…………… 6
 - 放置自動車の処分等（2件）…………… 6
 - 放置自転車等の保管…………… 7
 - 平成18年度国民健康保険料決定通知書の公示送達…………… 7
 - 放置自転車等の保管…………… 8
 - 特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間…………… 8
 - 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 8
 - 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 8
 - 道路の位置指定…………… 9
 - 放置自転車等の保管…………… 9
 - 地籍調査の地図及び簿冊の一般縦覧…………… 9
- ### 監 査
- 監査の結果に基づいて講じた措置の公表…………… 9
- ### 公 営 企 業
- 一般競争入札の実施…………… 10
 - 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 11

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 11
- 農地部会の会議の審査案件の追加…………… 12
- 農政部会の招集…………… 12

規 則

奈良市助役事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8月15日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第67号

奈良市助役事務分担規則の一部を改正する規則
奈良市助役事務分担規則（昭和50年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条米田助役の部分中「米田助役」を「助 役」に改め、第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 保健所に属する事務

附 則

この規則は、平成18年 8月16日から施行する。

(平成18年 8月15日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8月15日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第68号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則
奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第36条施設指導係の部分に次の1号を加える。

(7) 軽費老人ホーム事務運営補助に関すること。

第36条の2 給付係の部分中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地域支援事業（介護相談員派遣事業及び介護給付等費用適正化事業に限る。）に関すること。

第36条の2 予防係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同部分の第4号中「地域支援事業」の次に「（介護相談員派遣事業及び介護給付等費用適正化事業を除く。）」を加え、同号を同部分の第3号とし、同部分中第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年8月15日揭示済)

告 示**奈良市告示第472号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成18年8月1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

西大寺近隣公園整備工事ほか5件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成18年8月4日までは入札控室、同月5日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札

- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

- (3) 入札書に記名押印のない入札

- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

- (9) 入札金額を訂正した入札

- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

- (2) 入札書の到達期限 平成18年8月18日

- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

9 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年8月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年8月7日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。

- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成18年 8月 1日掲示済)

奈良市告示第473号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
富雄元町第2幹線-21	奈良市富雄北三丁目433-13	奈良市富雄北三丁目433-24
富雄元町第2幹線-22	奈良市百楽園四丁目433-1	奈良市富雄北三丁目433-13
鳥見第2幹線-35	奈良市富雄川西二丁目68-1	奈良市富雄川西二丁目114-1
鳥見第2幹線-36	奈良市富雄川西二丁目114-1	奈良市富雄川西二丁目114-1
押熊第2幹線-36	奈良市中山町1670	奈良市中山町1671-2
六条第2幹線-115	奈良市六条西三丁目1480-4	奈良市六条西三丁目1480-4
六条第2幹線-116	奈良市六条西三丁目1531-15	奈良市六条西三丁目1060-9

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

(平成18年 8月 1日掲示済)

奈良市告示第474号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員の選挙期日を平成18年10月22日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告します。

平成18年 8月 1日

奈良市長 藤 原 昭

(平成18年 8月 1日掲示済)

奈良市告示第475号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年 8月 1日

奈良市長 藤 原 昭

その関係図書は、平成18年 8月 1日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成18年 8月 1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤 原 昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成18年 8月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄北三丁目、百楽園四丁目、富雄川西二丁目、中山町及び六条西三丁目の各一部

名 称	所 在 地	辞退年月日
やまぐちクリニック	奈良市あやめ池南一丁目1-14	平成18年7月31日

(平成18年 8月 1日掲示済)

奈良市告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年 8月 1日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
高野眼科診療所	奈良市西御門町13-2 松田第2ビル2階	平成18年7月14日
やまぐちクリニック	奈良市あやめ池南1-1-14	平成18年7月31日

(平成18年 8月 1日掲示済)

奈良市告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年8月1日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きよ女性クリニック	奈良市石木町50	平成18年8月1日

(平成18年8月1日揭示済)

奈良市告示第478号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成18年8月2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成18年8月2日揭示済)

奈良市告示第479号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成18年8月2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成18年8月2日揭示済)

奈良市告示第480号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月2日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成18年8月2日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき

るもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課

電話0742-34-1111代表

(平成18年8月2日揭示済)

奈良市告示第481号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年8月3日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市藤ノ木台四丁目6番20号
申請者氏名	株式会社 日本中央住販 代表取締役 谷手 善紀
道路の位置	奈良市紀寺町658番地4
道路の幅員	最大4.02m 最小4.02m
道路の延長	18.83m
指定年月日	平成18年8月3日
指定番号	第18001号

(平成18年8月3日揭示済)

奈良市告示第482号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月3日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成18年8月3日
- 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年8月3日揭示済)

奈良市告示第483号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成18年 8月 4日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

(1) 処分内容 本市において圧縮梱包処理（バール状）し、保管している「事業系その他プラスチック類」を自動車等に積み込み、搬出し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において、いずれかの再商品化技術（サーマルリサイクル、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル）を用い適正処理を行う。

(2) 委託名称 事業系その他プラスチック類処理業務委託

(3) 委託期間 契約の日から平成19年 3月31日まで

(4) 委託場所 奈良市奈良阪町2683番地

(5) 処分予定量 約90 t
バール状 正方形（1 m×1 m×1 m）
数量 約350個

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 近畿2府4県内に本社、支店又は営業所のいずれかがある者

(3) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者

(4) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者

(5) 委託期間内に保管分及び随時発生分も含め搬出できる者

(6) 過去2年間に本市又は他の官公庁（公社、公団等を含む。）と契約を締結し、誠実に履行している者

(7) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 奈良市環境清美部企画総務課

(2) 日時 平成18年 8月 4日（金）から同月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

(1) 場所 奈良市役所 入札室

(2) 日時 平成18年 9月11日（月）午後1時から

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の入札

(4) 入札書に記名押印を欠く入札

(5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

(7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

(8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(9) 入札金額を訂正した入札

(10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

ア 会社の実績（一般廃棄物処理の実績）、従業員の

数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類

イ 一般廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場）の設置許可証の写し

ウ 保管分及び随時発生分の排出及び処分計画書

(2) 入札参加申請方法

平成18年 8月11日（金）から同月22日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に奈良市環境清美部企画総務課に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参して下さい。

(3) 現場説明会

平成18年 8月11日（金）午後2時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟2階見学者ホール及び現場にて実施します。

(4) ヒアリング

平成18年 8月24日（木）午後2時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟2階見学者ホールにて実施します。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が当該資格を有するかどうか、申請図書等によって奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年 9月 5日（火）までに入札者の代表者に通知します。

9 その他

(1) その他詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先
 奈良市左京五丁目2番地
 奈良市環境清美部企画総務課
 電話 0742-71-3001 F A X 0742-71-1621
 (平成18年8月4日揭示済)

奈良市告示第484号

平成18年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成18年8月4日

奈良市長 藤原 昭

1 この通知書の発送年月日	平成18年8月4日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成18年8月4日揭示済)

奈良市告示第485号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年8月4日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年8月4日揭示済)

奈良市告示第486号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成18年8月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成18年8月18日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成18年5月1日から同月2日まで、同月8日から同月10日まで、同月16日から同月19日まで、同月22日から同月25日まで、同月31日
(平成18年8月4日揭示済)

奈良市告示第487号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年8月7日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年8月7日揭示済)

奈良市告示第488号

平成18年奈良市告示第405号（日本脳炎予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年8月7日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年8月7日揭示済)

奈良市告示第489号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年8月7日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年8月7日揭示済)

奈良市告示第490号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分するので、告示します。

平成18年8月7日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市百楽園一丁目地内（市道北部第1104号線上）
------	---------------------------

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	型式	色	登録番号	車台番号
1号物件	スズキ	エスクード	普通自動車	紺	奈良59そ7055	T D01W-150218

3 処分年月日

平成18年 8月21日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

奈良市建設部土木管理課 電話 0742-34-1111
(平成18年 8月 7日 揭示済)

奈良市告示第491号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年 8月 7日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市法華寺町地内（市道北部第499号線上）
2号物件	奈良市法華寺町地内（市道北部第499号線上）
3号物件	奈良市佐保台西町地内（市道中部第1281号線上）

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	ダイハツ	ムーブ	軽自動車	紺	京都50な83-76	L 600 S-022001
2号物件	スズキ	アルト	軽自動車	紺	奈良50せ80-55	C N22 S-701255
3号物件	ダイハツ	アトレー	軽自動車	銀	不明	S 120 V-028090

3 処分年月日

平成18年 8月21日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111
(平成18年 8月 7日 揭示済)

奈良市告示第493号

平成18年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成18年 8月 8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第492号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 8月 8日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年 8月 8日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年 8月 8日 揭示済)

1	この通知書の送達年月日	平成18年 6月15日
2	この公示送達により変更する納期限	第1期分 平成18年 6月30日 第2期分 平成18年 7月31日 第3期分 平成18年 8月31日 第4期分 平成18年10月 2日
	変	

更
前

第5期分
平成18年10月31日
第6期分
平成18年11月30日
第7期分
平成18年12月25日
第8期分
平成19年1月31日
第9期分
平成19年2月28日
第10期分
平成19年4月2日

変
更
後

第1期分
平成18年8月31日
第2期分
平成18年8月31日
第3期分
平成18年8月31日
第4期分
平成18年10月2日
第5期分
平成18年10月31日
第6期分
平成18年11月30日
第7期分
平成18年12月25日
第8期分
平成19年1月31日
第9期分
平成19年2月28日
第10期分
平成19年4月2日

3 送達を受けるべき者 別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成18年8月8日揭示済)

奈良市告示第494号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月9日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年8月9日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年8月9日揭示済)

奈良市告示第495号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第14条の規定により、特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間を、特定動物の種類にかかわらず5年と定めたので、告示します。

平成18年8月9日

奈良市長 藤原 昭
(平成18年8月9日揭示済)

奈良市告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年8月9日

奈良市長 藤原 昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	みつわ会 ケアセンター	奈良市三条本町 111-3 奈良三 条ハイツ414号	特定非営利 活動法人み つわ会	平成18年 4月24日
新	みつわ会 ケアセンター	奈良市南京終町 三丁目393-3	特定非営利 活動法人み つわ会	
旧	奈良市平 城地域包 括支援セ ンター	奈良市中山町14 52-4	(社)福寿会	平成18年 8月1日
新	奈良市平 城地域包 括支援セ ンター	奈良市右京一丁 目3-4 サンタ ウンプラザす らん館2階227 号	(社)福寿会	

(平成18年8月9日揭示済)

奈良市告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年8月9日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施 する事業の種 類	指 定 年 月 日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		

医療法人松本快生会西奈良中央病院訪問看護さわやか	奈良市中登美ヶ丘四丁目3-1	介護予防訪問看護	平成18年8月1日
医療法人松本快生会	奈良市百楽園5-2-6		
ならきんケアステーション	奈良市紀寺町414-1	介護予防訪問介護	平成18年7月31日
奈良近鉄タクシー株式会社	奈良市紀寺町414-1		
グループホーム杏	奈良市杏町306-3	地域密着型介護予防	平成18年7月23日
株式会社阪田組	奈良市杏町306-3	認知症対応型通所介護	

(平成18年8月9日揭示済)

奈良市告示第498号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年8月10日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市西登美ヶ丘二丁目F10番201号
申請者氏名	山道 哲也
道路の位置	奈良市中山町1772番地の1の一部
道路の幅員	最大4.2m 最小4.2m
道路の延長	35.00m
指定年月日	平成18年8月10日
指定番号	第18004号

(平成18年8月10日揭示済)

奈良市告示第499号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月10日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成18年8月10日

- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成18年8月10日揭示済)

奈良市告示第500号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供します。

平成18年8月14日

奈良市長 藤原 昭

- 閲覧を実施する者の名称
奈良市
- 閲覧地域
奈良市小倉町の一部地域
- 地図及び簿冊の名称
地籍図、地籍簿
- 閲覧期間
平成18年8月14日から平成18年9月3日まで
- 閲覧場所
奈良市都祁行政センター業務課（奈良市針町2176番地）
(平成18年8月14日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成18年8月8日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 幾田 邦夫
同 米澤 保

保育課

監査結果公表日 平成18年6月23日（奈良市監査委員告示第9号）

措置結果通知日 平成18年7月12日

[監査の結果]	[措置の内容]
(2) 地域子育て支援センター事業委託において、契約書に記載してある書類の一部が提出されていなかった。必要書類の確認を怠る事のないよう注意されたい。	(2) 先般、事業委託先に書類の提出を求めたところ、早々に提出を受け書類の確認をいたしました。今後は契約書に記載してある書類を確認し適切な事務の執行に務めます。
(3) 保育園の賄材料費（粉ミルク）の執行において、	(3) 指摘事項について、毎月計画的に執行し、保育園

納品日の属する月に支出負担行為すべきところ、翌月で処理されていた。適正な事務処理をされたい。

と連携を密にし適切に事務処理を行うように努めます。

介護福祉課 (旧高齢福祉課)

監査結果公表日 平成18年6月23日 (奈良市監査委員告示第9号)

措置結果通知日 平成18年6月30日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>呆け老人をかかえる家族の会運営補助金の交付においては、「平成17年度の事業を計画どおり進めるにあたり、補助金の支給が遅れますと、会計上、大変支障をきたすため」という理由書が添付され、全額前金払されていた。前金払については、奈良市補助金等交付規則第17条第1項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。</p>	<p>認知症の人と家族の会 (旧呆け老人をかかえる家族の会) 運営補助金の交付にあたっては、今後、前金払の必要性和交付時期を十分精査のうえ、完了払とするようにいたします。</p>

教育総務課

監査結果公表日 平成17年12月27日 (奈良市監査委員告示第12号)

措置結果通知日 平成18年7月5日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>テレビ共聴施設保守点検委託において、随意契約されているが、業者選定の理由が明確でないで、より具体的に明記されたい。</p>	<p>平成18年度テレビ共聴施設保守点検委託契約にあたり、業者選定理由をより具体的に明記いたしました。</p>
<p>都南中学校 (1) 施設修繕において、同一日に同一業者で行われた修繕を3件に分けて支出手続されていた。適正な事務処理をされたい。 (2) 消耗品の購入において、同日付けで同一業者に分割発注されていた。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(1) 今後は、同一日に同一業者で行われた支出手続については、指摘を受けました修繕にかかわらず分割処理することのないよう全ての執行において適正な事務処理に努めて参ります。 (2) 今後は、同日付けで同一業者に分割発注することのないよう指摘を受けました消耗品にかかわらず全ての執行において適正な事務処理に努めてまいります。</p>

学校教育課

監査結果公表日 平成17年12月27日 (奈良市監査委員告示第12号)

措置結果通知日 平成18年7月5日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 大和のわらべうた振興事業において、主催者が奈良市教育委員会と奈良市立幼稚園会であるにもかかわらず、実施要項では主催者が奈良市立幼稚園会のみとなっていた。注意されたい。 (3) 奈良市小学校体育振興会補助金及び奈良市中学校体育連盟補助金において、運営補助であるにもかかわらず事業費も含んだ全経費を補助対象経費としているが、補助対象経費を適確に把握の上、交付決定されたい。</p>	<p>(1) 大和のわらべうた振興事業については、教員が研修を積み、各園で事業展開を図ることが可能となったため、平成18年度から廃止いたしました。 (3) 奈良市小学校体育振興会補助金及び奈良市中学校体育連盟補助金については、事業内容を整理し、平成18年度から廃止いたしました。</p>

(平成18年8月8日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第23号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程 (平成9年奈良市水道局管理規程第4号) において準用する奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。) 第2条の規定により公告します。

平成18年8月1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

- 入札に付する事項
舗装工事、市内左京四丁目地内他 (工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法 (昭和24年法律第100号) の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
 - 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入

札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日
を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す
る市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確
認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされ
た2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした
者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した
入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換
え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年8月4
日まで（奈良市の休日）を定める条例に規定する市の休日
を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後
1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書
を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局
建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加
決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した
場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年8月7日までに入札参加申請者に通知しま
す。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成18年8月1日揭示済）

奈良市水道局告示第24号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程（平成10年奈
良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水
道局指定給水装置工事業者から給水装置工事の事業の廃
止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと
おり公示します。

平成18年8月15日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
堀田工業株 式会社	代表取締役 堀田 昌幸	奈良市東九条町42 8番地	平成18年 8月4日
長田水道工 業所	長田 陽行	奈良県生駒郡安堵 町大字東安堵922 番地の4	平成18年 8月4日
安道管工事	安道 勇	奈良県天理市二階 堂上ノ庄町95番地 92	平成18年 8月9日

（平成18年8月15日揭示済）

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第18号

奈良市農業委員会平成18年8月農地部会の会議を下記の
とおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則
（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定に
より告示します。

平成18年8月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 奥 谷 勝 紀

記

1 日時

平成18年8月14日（月）午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟 6階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条、
第5条及び第20条に関する許可申請及び届出について

- (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (6) 許可・受理の取消しについて
- (7) 許可申請・届出の取下げについて
- (8) 知事許可について（7月許可分）
- (9) 非農地証明について（7月分）

（平成18年8月7日揭示済）

奈良市農業委員会告示第19号

奈良市農業委員会平成18年8月農地部会の会議の審査案件を追加しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成18年8月9日

奈良市農業委員会
農地部会長 奥谷勝紀
記

追加審議案件

- (1) 農業経営基盤強化促進法第6条の規定による基本構想の見直しに関する意見について

（平成18年8月9日揭示済）

奈良市農業委員会告示第20号

奈良市農業委員会平成18年8月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成18年8月14日

奈良市農業委員会
農政部会長 藤澤久男

1 日時

平成18年8月24日（木）午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 議題

- (1) 農政部会の活動について
- (2) ならアグリ・ジャンプアップ活動の推進について
- (3) その他

（平成18年8月14日揭示済）